

防府市クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場における通勤用自動車の  
駐車に関する要綱

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場（以下、「クリーンセンター等」という。）に勤務する次に掲げる職員（以下、「職員等」と総称する。）の通勤用自動車を職員駐車場に駐車することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 一般職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に属する職の職員（会計年度任用職員を除く。）をいう。
- (2) 会計年度任用職員 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。
- (3) 臨時的任用職員 法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員をいう。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員駐車場 クリーンセンター所長（以下、「所長」という。）が、クリーンセンター等に勤務する職員等の通勤用自動車の駐車場として指定する場所をいう。
- (2) 通勤用自動車 職員等が通常の勤務日に通勤するために使用する自動車で道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のものをいう。

(利用申込)

第3条 クリーンセンター等に勤務する一般職員が通勤用自動車を駐車するために職員駐車場を利用しようとするときは、毎年度、所長の定める期日までに職員駐車場利用申込書（第1号様式）を所長に提出するものとする。

2 クリーンセンター等に勤務する会計年度任用職員、臨時的任用職員が通勤用自動車を駐車するために職員駐車場を利用しようとするときは、雇用開始日までに職員駐車場利用申込書（第2号様式）を所長に提出するものとする。

(利用承認)

第4条 所長は、利用申込みを受けたときは、その内容を審査し、第5条に規定する基準に基づき職員駐車場を利用させることが適当と認めるときは、職員駐車場利用承認証（第3号様式）を職員等に交付するものとする。

2 職員駐車場の利用期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

(一般利用承認の基準)

第5条 所長は、クリーンセンター等の業務に支障を生じない範囲内で駐車を認めるも

のとする。

(年度途中の申込)

第6条 年度の途中に、次の各号のいずれかに該当することとなった職員等で、職員駐車場の利用申込みをしようとする者は、原則として利用を開始しようとする日の20日前までに職員駐車場利用申込書(第2号様式)を所長に提出するものとする。

- (1) 人事異動等により勤務する施設がクリーンセンター等へ変更となった場合
- (2) その他、所長が特別に認める場合

2 所長は、前項に規定する年度途中の利用申込みがあった場合は、駐車可能台数及び利用承認している駐車台数を勘案して適当と認めるときは、利用を承認するものとする。

(利用の中止)

第7条 年度途中に利用承認事由に該当しなくなった場合又は利用を中止しようとする場合、当該職員等は、利用承認が変更となる月又は利用を中止する前月の20日までに、職員駐車場利用(変更・中止)申出書(第4号様式)を所長に提出するものとする。

2 前項において、利用を中止した日から10日以内に駐車場利用承認証を所長に返還しなければならない。

(申込事項の変更)

第8条 年度途中に通勤用自動車の変更等があった場合は、速やかに職員駐車場利用(変更・中止)申出書(第4号様式)を所長に提出しなければならない。

(利用料金)

第9条 利用料金は、1,000円に、別表第1に定める負担割合を乗じて得た金額とする。

2 利用期間が1月に満たない端数日数があるときの利用料金の額は、別に定める計算の方法によって算定する。

(利用料金の納付)

第10条 利用料金の納付については、給与等からの控除が可能な職員等にあつては、当該給与等からの控除により納付するものとする。

2 前項に定める給与等からの控除によることができない職員等の利用料金の納付については、次のとおりとする。

- (1) 市長が発行する納付書により納付するものとする。
- (2) 納付の時期は、毎月末までに、その月分を納付するものとする。
- (3) 利用期間が年度途中で満了する場合、又は、年度途中で利用の中止を申し出た場合は、その都度、精算するものとする。

(駐車条件)

第11条 職員駐車場利用承認証の交付を受けた職員等は、職員駐車場に駐車するとき

は、職員駐車場利用承認証を通勤用自動車内の外部から確認しやすい場所に置かなければならない。

2 職員駐車場利用承認証の交付を受けた職員等は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 施設を利用する一般の市民等の駐車に支障が生じないように駐車すること。
- (2) 駐車に当たっては、所長の指示に従うこと。（駐車する場所を指定された場合にあっては、当該指定場所に駐車すること。）
- (3) 敷地内を走行するときは、歩行者等に十分注意し、徐行すること。
- (4) 所長が行う駐車制限等に従うこと。

(利用承認の取消)

第12条 所長は、職員駐車場利用承認証の交付を受けた職員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する条件に違反したとき。
- (2) 利用料金を一か月以上滞納したとき。

2 所長は、利用承認を取り消したときは、職員駐車場利用承認取消通知書（第5号様式）により当該職員に通知するものとする。

(損害賠償等)

第13条 通勤用自動車を職員駐車場に駐車する際に、施設の建築物、工作物、附属設備及びその他の公有財産をき損し、又は滅失させた職員等は、その損害を賠償しなければならない。

2 敷地内において生じた通勤用自動車の事故及び損害については、市は賠償の責めを負わない。

(施設の管理)

第14条 所長は、職員駐車場の維持管理に努めるものとする。

(適用除外)

第15条 クリーンセンターの閉庁日及び開庁時間外に登庁する場合にあっては、この要綱の規定は、適用しない。

(職員等以外の者の取扱い)

第16条 所長は、職員等以外の者で、施設において管理委託業務等に従事する者の職員駐車場利用に関して、職員等に準じてこの要綱に定める手続によることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、所長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

別表第1

区分		負担割合	摘要
1	一般職員	基準額の4/4	
2	会計年度任用職員	一般職1ヶ月の所定労働時間の 50%未満 無料 50%以上70%未満 基準額の2/4	
3	臨時的任用職員	70%以上100%未満 基準額の3/4 100% 基準額の4/4	



第2号様式

年 月 日

宛先) クリーンセンター所長

利用申込者	
所属	
職員番号	
氏名	
電話	

職員駐車場利用申込書

下記のとおり、職員駐車場を利用したいので、防府市クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場における通勤用自動車の駐車に関する要綱第3条の規定により申し込みます。

記

利用者	所属	
	住所	
	氏名	
通勤用自動車	メーカー 車名	
	車両番号	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	

年度

職員駐車場  
利用承認証

車種1：

車両番号1：


車種2：

車両番号2：


職員No.	

防府市クリーンセンター



第4号様式

年 月 日

宛先) クリーンセンター所長

利用申込者	
所属	
職員番号	
氏名	
電話	

職員駐車場利用 (中止・変更) 申出書

下記のとおり、職員駐車場利用の (中止・変更) を申し出ます。

記

1 中止・変更の理由

2 中止・変更の期日

3 変更内容

変更前	所属		
	車名及び 登録番号	メーカー 車名	
		車両番号	
変更事項 (いずれかに○)	自動車の変更・2台目の登録・利用の中止		
変更後	所属		
	車名及び 登録番号	メーカー 車名	
		車両番号	
その他			

第5号様式

年 月 日

様

クリーンセンター所長

駐車場利用承認取消通知書

下記のとおり、職員駐車場利用承認を取り消します。

記

1 承認取消日

年 月 日

2 承認を取り消した自動車

車名及び 登録番号	車名	
	登録番号	

3 取消理由

防府市クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場における通勤用自動車の駐車に関する要綱第〇条第〇項第〇号に該当するため。

内容